

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

求 積 明 申 立 書

2017(平成29)年4月6日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博		盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江 弘	美
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴		憲	浩

他49名

原告らは、被告に対して、以下のとおり釈明を求める。

- 1 本件無償化法に関連する被告文科省の問い合わせ先は、「初等中等教育局財務課 高校修学支援室」となっており、同支援室において、各朝鮮高級学校に対する調査がなされている。

このことから、本件については、無償化法制定に始まり本件不指定処分に至るまでの事情について、同支援室室長に対する尋問を実施することが必要不可欠である。

については、2009（平成21）年8月30日の衆議院総選挙以降から、本件不指定処分日である2013（平成25）年2月20日までの同室長名及び在任期間について明らかにされたい。

- 2 乙77号証（証人調書）によると、望月禎主任視学官は、2012（平成24）年12月26日、朝鮮高級学校の指定・不指定にかかわる問題について、就任直後の下村文科大臣に説明したとされている（証人調書3頁以降）。その際、事務方の案として3案を用意したとのことであるが、就任直後の大臣への説明にあたっては、朝鮮高級学校の指定・不指定にかかわる問題について、説明に必要な資料が存在したはずである。

については、2012（平成24）年12月26日、下村文科大臣への説明の際に用いた全ての資料を開示されたい。

- 3 被告は第8準備書面（60頁）において、乙72にかかる原告の主張に対して、拉致問題担当大臣は、本件不指定処分や本件省令改正に何らの権限も持たないので、同大臣の発言が引用されていたとしても、本件不指定処分が政治外交目的（拉致問題等と無関係）によるものではない旨を主張する。

被告の言うように、本件不指定処分が政治外交目的によるものではなく、拉致問題とは無関係であるのであれば、何故に本件不指定処分と無関係な拉致問題担当大臣の発言が引用されたのか、その理由を明らかにされたい。

- 4 本件訴訟において、被告が依拠する証拠には、朝鮮学校に関する産経新聞の記事が存在する。産経新聞による朝鮮学校に関する「疑惑」については、高校就学支店室長を中心として事実確認が必ず行われている。

そして、2009（平成21）年8月30日から2013（平成25）年2月20日までの期間、高校就学支援室長は何度か交替しており、「疑惑」に関する事実確認の状況の引継文書が作成されているはずである。

については、朝鮮学校にかかる「疑惑」に関する高校就学支援室における同室長の交替に際しての引継文書を提出されたい。

- 5 2013（平成25）年12月28日、下村文科学大臣は、「本日の閣僚懇談会で、私から、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続きを進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました」と発表した。

原告らは、被告（下村文科大臣）が主張する「国民の理解」が何を指すのか理解できないため、被告においては、「国民の理解」の内実について明らかにされたい。また、「国民の理解」について文部科学省内でどのような協議がなされたのか明らかにされ、省内の協議に関する議事録等の資料も併せて開示されたい。

以上